

平成17年度第7回定例会
町田市教育委員会会議録

1、開催日	平成17年（2005年）10月7日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長	富川 快雄
	委員	名取 紀美江
	委員	井関 孝善
	委員	岡田 英子
	教育長	山田 雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源照
	生涯学習部長	五十嵐 隆
	学校教育部参事（兼）	畑 久男
	教育総務課長	
	教育総務課管理主幹	飯島 博昭
	施設課長	井上 正一
	施設課主幹	金子 敬
	施設課主幹	河原 昭夫
	学務課長	牧田 惠次
	指導課長	梅原 哲
	指導課教育センター担当課長	田原 克人
	指導課副参事	坂本 修一
	指導主事	澤井 陽介
	社会教育課長	天野 三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田 勉
	社会教育課管理主幹	市川 修
	社会教育課主幹	田中 久雄

スポーツ課長	荒木純生
図書館長	手嶋孝典
図書館副館長兼図書館副参事	守谷信二
博物館副館長	畠山豊
公民館長	阿部君子
ひなた村所長	岡本春夫
大地沢青少年センター所長	深澤泉
国際版画美術館副館長	園部芳徳
書記	砂川聡
書記	堀場典子
速記士	波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第44号	職員の服務違反に対する処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第45号	町田市文化財保護審議会委員の委嘱について	原案可決
議案第46号	町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について	原案可決
議案第47号	町田市立学校施設の目的外使用に関する規則の制定について	原案可決
議案第48号	町田市大地沢青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第49号	町田市職員懲戒分限審査委員会への諮問について	原案可決
請願第15号	中学校2年生「職場体験」に関する教育課程編成が憲法・教育基本法、学校教育法に基づき各学校ですすめられることを要望する請願	継続審議

7、傍聴者数 3名（意見陳述人1名を含む）

8、議事の概要

午前10時開会

委員長 ただいまより第7回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程の一部変更を行いたいと思います。日程第2の議案審議事項の中で、議案第44号と第49号につきましては、報告事項終了後、一たん休憩に入り、非公開で審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、その際には、関係者だけお残りいただきたいと思います。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告、教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、9月2日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご説明申し上げます。

一覧表をごらんいただきたいんですが、9月3日、社会教育委員の第3ブロックの研修会がひなた村でございました。子どもの居場所等について、審議、交流等がございました。

9月については市議会の定例会が開かれておりますが、市議会関係については省略をさせていただきます。

9日に町田市立図書館協議会がございまして、新しい委員さんを迎えての第1回目ということで、会長あるいは副会長等を互選いたしました。

11日に町田市少年野球秋の大会の開会式が市民球場でございまして、出席をいたしました。

16日に町田市立中学校PTA連合会の町田中心街のパトロールがございました。PTA17校の会長あるいは副会長さん等々が参加をいたしまして、中心商店街を約2時間近くでしょうか、パトロールをいたしました。

18日にジュニアフェスティバルが市民ホールでございまして、出席をいたしました。

あと、22日ですが、日大三高野球部あいさつとありますが、甲子園あるいは軟式野球で兵庫県明石市に出場いたしまして、それぞれの結果について、校長先生あるいは監督がお見えになりまして、市長のところへ表敬訪問として来られましてあいさつがございました。同席をいたしました。

これから各学校の研究発表会がありますが、22日に町田第二小学校で研究発表会がござ

いました。

今月については市民体育祭が各大会開かれておりまして、皆さん、表の中に漏れがあるうかと思いますが、各委員さんにもご出席をいただいているところですが、23日には市民ダンススポーツ大会が総合体育館でありまして、出席をいたしました。

26日から5日間ですが、一部土曜日にまたがりましたが、中学2年生の職場体験がございました。これについては各委員さんもそれぞれの職場の見学とかをされていると思いますので、感想等があればお願いをしたいなと思っております。私の方も極力多くの職場訪問をさせていただきまして、中学生あるいは受け入れ先についても、おおむね非常にいい反応だったなというふうに感じております。

あとは、特に道徳だとか、そういうものについては各委員さんにご出席をいただいておりますので、ご感想等があればお願いをしたいと思っております。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

両部長から補足がありましたらどうぞ。

学校教育部長 議会の方の関係の報告を若干させていただきたいと思っております。文部生活常任委員会でありますけれども、第90号議案、補正予算の関係であります。学校LANの関係で若干補正減がありました。これに絡んで幾つか質問がございまして、学校のインターネットの整備がおくれているのではないかという質問がありましたけれども、今回進めているLAN整備でトップ水準になるというような話とか、あるいはLAN整備の後の活用はどうなんだというようなことで、これから逐次整備をしていくというふうな回答をしておきました。

それから、請願の関係でありますけれども、学校選択制を希望するバス通学生への「通学費補助金」の対象拡大を求める請願というものが出されております。これについては前議会からの継続審査ということになっておりますが、従来どおり制度的な問題があるということと、それから、学校選択で行くわけですから、この場合には新たな経費を支出しないという原則で始めてきているというようなことを改めてご説明しました。制度の考え方が周知をされていない面があるようだから、成文化をして周知徹底を図りたいというふうな発言がありまして、今後それについては対応をとっていきたいというお答えをしました。

それから、行政報告を2つ行いましたが、まず1つは、中学給食の実施状況について報告をいたしました。喫食率39.8%という状況について、9月から開始しておりますけれど

も、状況報告をしておきました。喫食率についてのご質問がありまして、順次上がっていくであろうという話、それから、実施しての生徒、保護者、先生の声はどうなんだというふうな質問がございまして、好評であるというふうな話をしておきました。

それから、行政報告の2番目になりますが、指導補助者、いわゆる学校サポーターですけれども、これの配置についてということで報告をいたしました。9月から、市内の指導困難校に配置をしております。小学校1校、中学校1校配置をしております、これは今までやっていなかったことですが、新たにやってきておりますので、その報告をさせていただいたということでもあります。

それからもう1つ、決算の関係でありまして、決算特別委員会がございましたが、幾つか質問が出ております。

大規模修繕等についての考え方であるとか、消耗品の配当であるとか、あるいは給食調理員、用務員さんの数はどうなのかというふうな質問がございました。これは計画どおり行っているのが大規模修繕です。配当等については、昨年よりもふやしてやってきているというふうなこと、あるいは調理員さんとか用務員さんの数については、計画に基づいた配置をしてくれているというふうなことをお話ししました。

それから、防犯ブザーの関係ですけれども、音が小さいというふうな話を聞いているけれども、どうなんだというということがありまして、これについては、少し音が大きいものを新年度から配付する予定になっているというお話をさせていただいております。

それから、スクールカウンセラー事業を小学校に広げる計画はないかというご質問がございましたが、これについては、現在そういう考えは持っていないと。現在、中学校は東京都の費用でやっておりますので、やるとすれば全部市費ということになりまして大変な負担になりますので、そのようなお答えをしておいたということでもあります。

概略ですが、おおむねそのような内容でありました。

生涯学習部長 私の方からは、文教生活常任委員会の報告と決算特別委員会からの報告をさせていただきます。

まず、9月21日に行われました文教生活常任委員会では、私どもが9月議会に提出しておる議案は、第110号議案、町田市学校開放施設の開放条例でございます。これにつきましては本会議の中で質疑もございまして、委員会の中では特に主だった質疑というのはなく、10分程度で終了しております。

次に、第90号議案として、一般会計の補正予算を提出させていただいておりますけれど

も、今回の一般会計の補正内容の主な内容については、自由民権資料館の細野家の移築だとか、あるいは朝日生命グラウンド、（仮称）小野路グラウンドですけれども、その整備に関するものとか、あるいは川上村の自然休暇村ですけれども、その天体望遠鏡を修繕するというような予算を組んでいるわけですけれども、特に質問がございましたのは、細野家の書斎の解体工事費用についてという部分で、今度その解体をした後、どこに移築するのかというような質問がございましたけれども、これについては、今現在については、解体をし保存するという事だけで、移築の部分については場所未定ということのお答えをさせていただいています。

また、（仮称）小野路グラウンドに水道等を整備し、さらには50席の仮設スタンドを3つ、合計150席ほどを設置したいというふうに考えておりますけれども、このスタンドの設置に関して、レンタルではだめなのかという話がございました。レンタルでその都度組み立て、解体というような形を繰り返していくよりは購入をした方が安価であるということの回答をさせていただいているということです。

また、自然休暇村の天体望遠鏡についての修繕ですけれども、年間利用者はどのくらいいるのかとか、そのような形での質問がございました。実は天体望遠鏡は徐々に徐々にぐあいが悪くて、最初の使用の率からは非常に利用者が減っておりまして、ことしの夏にはとうとう壊れてしまったということの報告をさせていただき、今後、指定管理等いろいろと進む中で、これを修繕することの意義が大きいのだということの説明をさせていただいております。

学校施設開放条例、さらには一般会計ともに、全員賛成により可決をいただいております。

次に、決算特別委員会ですけれども、9月27日に行われました。これについて、まず、私どもの生涯学習部の使用料を昨年の7月に値上げいたしました。これに対する費用的な効果、いわゆる修繕等をどのようにやったのかということの部分でございます。これについては、昨年は6000万円から7000万円のお金が値上げによって増収をしたところでありまして、これらの部分は施設修繕等に充てて、利用者のよりよい環境で利用していただくような方策を講じたというお答えをさせていただいております。

あと、体育施設の減免について、子どもとか中学生等の利用料金について、この減免措置はどうかというようなことがありますけれども、これは受益者負担の観点から、今後、利用料金の細分化については検討してみたいというようなお答えをさせていただいております。

ます。

さらには、障がい者青年学級が公民館で行われますけれども、その報償費が不足して流用しております。これについての原因は何かということで、担当者の出席日数がふえたために不足をしたものであるというようなお答えでございます。

あと、視聴覚ライブラリーの貸出数が減っているが、その原因は何かという原因です。これについては、16ミリ映写機を持っておるんですけども、やっぱり16ミリ映写機を扱う団体が非常に減っているところがあるということと、DVDが大いに普及してきたことによる部分の問題も、ただし、著作権の問題もあるよというような形でお答えをさせていただいています。

あと、大地沢青少年センターの施設整備についてでございますけれども、本館から遠い場所でキャンプをするときに、300メートルぐらい離れているということで、そこへ水道を設置してくれないかというような話があります。あるいは、夜の街灯が非常に少なくなってしまって余り芳しくないのではないかとということでもあります。これについては、費用的な面を考えながら検討したいというようなお答えをさせていただいているところであります。

最後に、版画美術館の講堂の稼働率、これについての質問が出ております。これについては、今まで内規で制限をするところがありましたけれども、今後、その部分について検討し、もっと広く開放していく努力をいたしたいというような考えでございます。

そのほかに、特に決算と関係ないんですけども、今後、生涯学習部の施設に指定管理者制度を導入する考えはあるのか、そのような質問がありました。これについては、現在もう直営で維持できないスポーツ課の体育施設、各施設と川上村については指定管理に移行するというところを行っておりますけれども、検討しておりますけれども、それ以外の各施設については今後さらに検討を進めていきたいというようなお答えをさせていただいております。

以上、雑駁でありますけれども、決算特別委員会、生涯学習部所管の報告でございます。

委員長 ありがとうございます。

各委員から、質問、それからご自身の参加による感想、意見等ありましたらどうぞ。

井関委員 中学生の職場体験について、まず最初にご報告申し上げますが、本日の請願及び指導課からの報告で取り上げていますが、9月26日から30日まで行われたその現

場の中で2日間見ましたのでご報告します。

第1日目の午後、町田駅周辺ということで、森野分庁舎内や本屋、コンビニ等で、離れて仕事ぶりを見させてもらいましたが、まだ第1日目ということで、どこでも仕事を教えてもらっているという状態でした。例えばコンビニでは商品の陳列をやっているんですが、補充する新しい商品は棚の奥に入れるんだというようなことで、やっぱりそんなことをやっているんだなというようなことで教えてもらっていました。

第3日目に、職場開拓で間に私が立ちました大学にあいさつを兼ねて見学に行ってきましたが、こちらでは詳細なことが聞けまして、受け入れを検討するときに、汗を流す仕事なら多くの生徒を引き受けられる。むしろその方がためになるというふうな意見も出たようですけれども、アルバイトに来るわけではないし、中学生が自分の将来を考えるのに役立つ。さらに、大学に対して逆のイメージを持たれないようにということで、次のようなカリキュラムをつくっていました。10人を2つずつの5班に分けて、事務、図書、研究室を順番に回っているんな仕事を知るようになっていました。中学生の仕事ぶりを具体的にみることはできたのは、関西の私立大学の住所、最寄り駅をパソコンに入力して出張費用の基礎データをつくったり、学内の不法自転車の実情調査、男子ではセメントコンクリートの実験などをやっけて、男女中学生4人と研究者の指導者、それから補助についてくれた大学院の学生なんかと一緒に食堂でご飯を食べたんですけれども、大学院の学生が中学生に年代が近いのでいろいろ話しやすい。それから、中学生は服装はきちんとしていてまじめにやっけて、中でもあいさつや話のはきはきしているという生徒が評価がいいというようです。今の大学生のことを考えますと、就職には面接対策というようなことをする時代ですので、中学生にあっても基本的なことは知って、そういう職場に出ていかなきゃいけないんじゃないかなと感じました。

それから、中学生にとっては社会に触れるということで、あいさつやマナーの大切さを十分知る機会になったんじゃないかと思います。来年も引き受けてくれていいと言われるかどうかを知りたいところです。

今回の職場体験事業は急で危ぶまれたこともあったと思いますが、よくここまでやれたというのが実感です。ほかの用で中学校に行ったときに様子を聞いたり、各学校の出す「学校だより」で職場開拓の実情を知りましたけれども、順調にいったのは個人的な願いが通じたところではないかと思います。先ほどの大学の例でも、私が様子を見ているときに、PTAの役員の方が活動をされて、そういうことが可能になっています。事業者が

引き受けてくれた理由は、個人的なつき合いもあるんですけども、事故が起きてしまったときに町田市側で保険などを掛けて対処するとしたのが大きな理由だったと聞いています。

それから、中学校にとってことし一番の難事業であった職場体験に対して、保護者を初め多くの方に頭を下げられ、実施を可能にした校長先生、それから担当の先生、そしてなれない外回りをされた市職員の方々、関係者にぜひ感謝をお伝えしたいと思います。また後で報告を聞くことができると思いますが、来年度の実施に役立てるために、中学生、学校、事業者の意見を比較して知りたいと思います。

もう1つは、市民体育祭のゲートボール競技会ですが、9月27日に木曽山崎公園のスポーツ広場で大会が開かれたのであいさつをしてきたんですが、ゲートボールというのは毎年300人程度の参加があって、ほかに比べると多い競技会ということですが、シルバーエージのスポーツというイメージが強い。今回初めてルールを勉強しましたが、戦後、物のない子どもたちのために考案されたと知りました。確かに当日の参加者は中高年の方がほとんどだったんですけども、役員として活動されている方は30歳代で始められていて、その後、若い方が入ってこないで全体が高齢化しているというふうに受け取りました。

昨年、同じ市民体育祭のダンススポーツ大会のあいさつで、私は、子どもも参加できるようになるといいですねということを行ったんですが、ダンスの方は、実際この7月末に関係団体のご努力で親子ダンス教室が開催されたようです。ゲートボールも子どもたちと一緒にやれるようになればいいなというふうに期待を述べました。

ルールは、4個の関門を順番に通ればいいんですが、自分の玉で自分のチームの玉を都合のいいところに移動させたり、あるいは相手チームの玉をコートの外へ出してしまうというようなことができるので、競技は非常に複雑になって、ゲートボールもゴルフもやっていませんけれども、技術は別にして、ゴルフより頭を使うゲームのように感じました。

もう1件ありますが、時間もないので後でさせていただきます。

岡田委員 道徳教育ですとか指導主事訪問で幾つか学校を見せていただいたんですけども、最近にも比較的指導困難な面が見られると言われていたような学校であっても、先生方が一丸となって、特に具体的に言うと、自分の担任していない子どもの名前もちゃんと覚える、お互いに情報を分かち合うというようなことで、本当に学校ごとが一丸となって対処することで、どこの学校も大変落ちついてきているというふうに感じました。

その中で、ちょうど職場体験のことがあったので、そんなお話も校長先生、副校長先生から伺ったんですけれども、特に木曽中、堺中などでは保護者の方たちが大変協力的で、それぞれ校長先生のスタンスが若干違うんですけれども、やはり地域の中で子どもを育てようということと、それから地域のつながりを大事にしようということで、保護者が率先して職場体験をする事業所を探してくれたということで、それに対する事業所の方からも、こうしたカリキュラムで教えていきますよというようなことを事前に挙げてくれたり、また、生徒自身も夏休み中からあいさつに行ったりということで、非常に充実した体験ができるだろうなというような予感を持って帰ってまいりました。

実際に職場体験の方は、ちょっとその範囲のところは行けなかったんですけれども、町田駅の周囲で月曜日と木曜日、集中的にあちこち回ってきましたけれども、やはり月曜日にはまだちょっとなれていないな、なじんでいないな、緊張しているなというような様子が見えたんですけれども、同じ事業所でも木曜日に行きますと、もうお店の人と大変親しそうにしていたり、これは本屋さんの話なんですけれども、本を並べる手つきがすごく速くなっていたり、あと、本を注文したんですけれども、その伝票の書き方なども、やっぱり4日目になると本当に仕事ができるようになっていくということ。

それ以外の事業所でも、フォーラムなんかですと、多分企画をされていたんだと思うんですけれども、その辺は、実際には私はあいさつをしてお話を伺うというようなことはしないで、いわゆる一般の人のような顔をして見てただけですのでよくわかりませんが、司会をやっていたのも中学生でしたし、恐らく企画にも少し参加させてもらいながら、中学生の職場体験についての会議を中学生が集まってやっていたように思います。小学校でも、いきなり行ったんですけれども、とても子どもたちとなじんで、「小さい教育実習のようなものですね」と言ったら、副校長先生も笑っていらっしやいましたけれども、とてもスムーズに進んでいるというような話を聞いてきました。

いずれにしても、木曜日に行った様子の方が格段に生徒たちがなじんで、職場体験、4日目続けていてよかったなというふうに感じて帰ってまいりました。

名取委員 今月も幾つかの学校の道徳授業地区公開講座に行っていましたけれども、どの学校でも道徳授業に対して先生方がよく考えられておまして、導入やら展開を本当によく考えておりました。また、同じ教材であっても各クラスごとに本当に導入の仕方、展開の仕方がまるで違っておまして、その後の協議会の中で、先生方が、こうやって導入して展開していきましてと1人ずつ話された学校があったんです。その様子を聞

いていたんですけれども、それぞれの先生方がお互いに、これはああした方がいいんじゃないかとか、ここはよかったね、その点は今度から取り入れますという形で、先生同士の協議会が本当に活発に行われました。

というのは、この学年ごとの協議会は分科会だったんですけれども、保護者の参加というのはこの学年は1人もおりませんで、先生たちだけの話し合いの中に私が参加したという形で、まるで学年会の職員会議の中を私がおぞいてしまったという形なんですけれども、授業を持っていない担任以外の先生でも、学年の先生は各クラスを見ておまして、この点がよかった、あの点がちょっとまずかったよねという話をしておまして、本当に活発に協議されていました。多分これはどの学校でもやられていることなのだなというふうに感じて帰ってきました。

それから、やはり職場体験ですけれども、私も1日目と5日目と行ってまいりました。1日目はやはりぎこちない様子で、スーパーとかも、どうしたらいいだろうと立っているばかりの生徒がいたんですけれども、5日目になりますと、自分から進んで仕事をしているように思いました。近くのスーパーなんですけれども、1人の生徒に対して1人の指導される方がついておまして、ここはこういうふうに並べた方がいいよというふうな指導をしておまして、「はい、わかりました」と本当に真剣な表情で仕事をしていたのが印象的でした。

また、私も本屋さんなんですけれども、5日目は、お客さんの方で、「この本はどこにありますか」と生徒に尋ねていたときに、「はい、ここにあります」とすぐ案内をされていたんですね。それがとても印象的でした。

井関委員 今、開催中の展示会ですので、忘れないうちにちょっと報告させていただきたいんですけれども、きのう、10月6日に本町田小の道徳授業地区公開講座の後に、博物館で行われている大倉集古館所蔵の名画の展覧会を見てきたんですけれども、大観の「夜桜」と、鐙木清方の「七夕」というのが大屏風で非常に圧巻でした。前回の委員会で説明がありましたけれども、館長が大倉集古館の顧問をやっておられるということと、それから博物館で前に陶器をお貸ししたことがあるということで今回の展示が可能になったということですが、やはり著名画になると入場者がふえて、通常の二、三倍くらいにはなるに違いないと思います。今回は大新聞でも記事に載せてもらったようですので、いつもより宣伝が広くいっているのかなと思いました。

展示には、夏休みの子どもさんを対象によくクイズをやりますけれども、そういうこと

にヒントを得られたのか、大人向けに、展示品のごく一部の部分を拡大したコピーで、それがどれであったというふうなことを当てさせて、絵はがきを景品につけたりしている展示の工夫をされていました。

あと、以前にも会ったことがあるんですけども、デイケアの人たちが車いすや付き添いで鑑賞に来られていまして、これなどは入場料が無料という点を有効に使っているんじゃないかと思います。

長くなりましたが、以上です。

岡田委員 先ほどの生涯学習部長の方の川上村の自然休暇村の天体望遠鏡なんですけれども、大変楽しみにしている子どもたちが多い中、だんだん調子が悪くなって見られないケースがふえてきてとうとう壊れたということで、私も何回かお邪魔していて、そのときに見られたり見られなかったりいろいろだったんですけども、同時に泊まっている子どもたちもやはりそのようなことでしたので、ぜひ直していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 よろしいですか。

生涯学習部長 はい。

委員長 承っておきます。

中学生の職場体験については、各委員さん、訪問していただいて、いろいろな感想やご意見の一部を発表していただきましたけれども、後で報告事項あるいは請願等も上程されておりますので、また意見、補足等ありましたら、そのところでぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第45号 町田市文化財保護審議会委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第45号は、町田市文化財保護審議会委員の委嘱についてであります。

本件ですが、町田市文化財保護条例第37条及び第41条の規定に基づき委員を委嘱するものでございます。

任期は2007年5月31日までです。

2枚目に、新しくお願いをする方がございますが、今まで文化財の委員さんの中で、樹木ですとか、自然の関係の分野の方がいらっしゃらなかったということで、今回、自然の

関係の方についてお願いをするものでございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第45号 町田市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第46号 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第46号は、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定についてでございます。

本件は、町田市立学校施設の開放に関する条例の制定に伴い、これは9月市議会、10月12日が最終日ですが、上程しています。その条例に基づく施行規則を制定するものです。

これにより、スポーツ開放事業に加え、教室開放事業を実施する上で、市民利用に当たり、開放施設、開放日、申請手続等を定めるものでございます。

なお、規則の施行は平成17年12月1日とし、あわせて従前の町田市学校施設開放規則、町田市立学校温水プール使用規則、町田市立学校小ホール使用規則及び町田市立学校校庭照明設備使用規則を附則第2項で廃止をいたします。

なお、細かい点につきましては担当課長の方からご説明をさせていただきます。

社会教育課長 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則について、簡単に説明いたします。

この施行規則は、8月の教育委員会でご承認いただきました条例案に基づきまして、学校開放に関しまして細部について定めたものです。

第3条の「学校開放の管理及び責任」につきましては、スポーツ開放、教室開放、温水プール開放等は教育委員会の事業として行うものでありますので、教育委員会の責任で実施することを定めたものです。

第4条の「学校開放運営委員会」につきましては、スポーツ開放を念頭に置きまして学校開放運営委員会の設置を定めたものです。温水プール、教室開放は管理員配置を委託す

る方式ですので、できる規定といった形になっています。

第5条の「開放施設等」につきましては別表がございます。開放施設、開放日、開放時間を規定しております。この別表によりまして、学校開放事業がカバーしている範囲が一覧できる形になっています。教室開放につきましては、平日は午後6時30分から午後9時までで、土日、祝日は午前9時から午後9時までを3区分で貸し出したします。ただ、鶴川中学校の技術室、家庭科室については、部活動による使用等の理由で夏季期間の限定となっております。また、毎週水曜日は、いわゆる開放しない日といたしました。

第6条では、学校開放を行わない場合について、条例の不承認事項あるいは利用承認の取り消し事項に加えて規定しております。

第7条でございますけれども、利用登録に当たって、スポーツ開放の場合は10人以上の団体、教室開放については5人以上の団体となっております。スポーツ開放について、現状の利用条件、方法に変更は加えておりません。教室開放については、今まで開放していました鶴川中学校の小ホールの考え方をそのまま踏襲しております。

第7条の第6項で、利用登録の有効期間がスポーツ開放は1年間であるのは、使用団体の構成が野球、サッカー等、小学生の利用者の変動が激しいためで1年となっております。

第8条、第9条は利用申請、承認の規定となっております。教室開放については、申請がかち合った場合は、使用日の前月の第1土曜日に抽せんを行う予定です。

なお、附則で従来の学校開放規則、温水プール使用規則、校庭照明設備使用規則を廃止しまして、条例とその施行規則にまとめました。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 別表にあります各開放施設の詳細なんですけれども、本町田東小学校と南つくし野小学校が除かれているんですけれども、この理由は、ちょっと僕は知らないんですが、教えていただけますでしょうか。

スポーツ課長 本町田東小学校、それから南つくし野小学校、これはスポーツ開放として当初発足する際に、それぞれ学校側から、開放について当面对応できないといったことがありまして現在に至っているわけです。

その主な理由ですけれども、特に南つくし野小学校につきましては、建設時に近隣住民との話の中で、基本的に開放等是对応していただきたくないといったような申し出等があ

りまして、調整の中で、当面という話が現在に至っているということです。本町田東小学校も、南つくし野小学校と基本的には同じなんですけど、建設その他という話ではなくて、実際立ち上げる中で、やはり近隣住民等の方の話の中で、開放はしていただきたくないといったお話で現在に至っているということです。

井関委員 わかりました。

岡田委員 今回はこれで全く問題ないと思うんですけども、こうした使用団体の活動の内容なんですけれども、第7条の第2項のところに、「専ら営利を目的とする団体その他教育委員会が不適当と認める団体は、利用登録を受けることができない」としか書かれていないんですけれども、将来的に、もう少し具体的に、例えば学校施設を利用するにふさわしくない活動は認めないとかしておかないと、いろいろとすべて教育委員会が不適当と認めるということで取捨選択していくのは難しくなっていくようなこともあるかなと思ったので、その辺の検討もあわせてされていかれたらいいかかと思えます。

委員長 今の質問はご意見ですけれども。

社会教育課長 ここでいわゆる開放に関する条例と施行規則が定まったわけですが、12月1日から実際に市民団体への貸し出しが始まるわけなんですけれども、開放条例にありますとおり、教育委員会と学校と利用者の協力なくしては今後学校開放というのは発展しない。その仕組みづくりとして、まず学校開放の連絡会をつくって、やっぱりさまざまな使い勝手があると思いますので、教育委員会と学校と利用者が相互に話し合う場をつくっていききたいというのが、まず当面考えていることです。

それからもう1点は、いわゆる教室開放につきましては社会教育課が窓口になっているわけなんですけれども、やはり学校と細かな打ち合わせ、連絡が学校開放を円滑に進めていく上で本当に必要なことだと思いますので、使用団体のあり方も含めまして、きめ細かく進めていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第46号 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第47号 町田市立学校施設の目的外使用に関する規則の制定についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第47号は、町田市立学校施設の目的外使用に関する規則の制定についてでございます。

本件は、町田市立学校施設の開放に関する条例・規則の整備に伴い、町田市教育委員会が管理する町田市立小中学校の施設の目的外使用についての規則の整備を行い、町田市立学校施設の目的外使用に関する規則を新たに制定するものです。

なお、規則の施行は平成17年12月1日とします。

なお、内容につきましては、学校教育部参事の方から説明をさせていただきます。

学校教育部参事 先ほど議案第46号で学校施設の開放の条例の施行規則の説明をさせていただきましたが、この開放の規則に当たらない学校あるいは施設というものが存在するわけです。例えば先ほど南つくし野小の体育館という形がありましたが、そういったものでも、積極的には開放できないですが、例えば地域の自治会が総会の場として体育館を利用したいといったケースもあるかと思えます。あるいは教室についてもいろんな利用があるかと思えますが、そうした場合に、この条例規則に基づかなくて、校長判断で学校教育に支障のない範囲で施設を貸し出しするということを定めていますのが、この議案第47号でございます。

目的外使用につきましては従来からも各学校で行ってきたところでございますが、今回、改めて規則として制定させていただくという内容でございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますでしょうか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第47号 町田市立学校施設の目的外使用に関する規則の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第48号 町田市大地沢青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第48号は、町田市大地沢青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、使用者が使用の申し込みを早期にできるよう、使用の申し込みの受け付け開始

時期を現状よりも早い時期に改正をするものでございます。

なお、中身につきましては所長の方からご説明をさせていただきます。

大地沢青少年センター所長 当センター使用申し込みにつきましては、使用者を町田市内と市外の方に区別して、受け付け開始時期に差をつけております。市内と市外双方の利用者から受け付け開始時期を早めてほしいという要望が多数寄せられております。そのことによって、多くの構成員を抱える団体、特に団体の多いところについては早期に申し込みができないと計画が立てられない、そのような要望が多く寄せられております。早目に予約ができないことによって、当センターの利用を敬遠するということにもなっているんじゃないかということで、受け付け開始日を市内の方の3カ月を6カ月前に、市外の方の1カ月前を3カ月前にそれぞれ変更するものです。

また、改正前の第2条第3項第2号の市内小中学校等については、一般使用者に先駆けて予約ができるよう、毎年9月から翌年1年分の予約を先行的に受けているところなのですが、現在、規則上、適用除外規定ということになっております。そこで、当センターが青少年施設であることから、改正後は、第2条第2項の表の上段に、市内小中学校等受け付け開始日を新たに設けました。使用日の属する12カ月前の第1土曜日からとし、明文化いたしました。そのことによって1カ月ごとの受け付けとなりますので、1団体による多数の予約を防げるのではないかと考えております。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。 ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第48号 町田市大地沢青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

ここで、請願第15号が上程されております。請願第15号を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。お諮りします。意見陳述を10分の範囲で認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、意見陳述を10分の範囲で認めたいと思います。

休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

委員長 再開いたします。

請願者 おはようございます。東京都教職員組合町田支部の渡邊真理子です。よろしく申し上げます。

教育課程や教育内容というのが教育委員会が一律に決めるものではなく、その地域や子どもの実情に合わせて各学校が編成するという本来のあり方に戻すために請願を出します。

教育は、学校に通う者、通わせる者、勤める者、そして教育行政だけが考えることではありません。子ども、保護者、教職員、そして地域市民がともに考えて、そしてつくってこそよりよい教育が進められると思います。だからこそ、教育委員会のこういう場に、公開の場に問題を投げかけていきたいと思っています。

言うまでもないことですが、私たちの国は法治国家です。法のもとに学問が自由であることが保障されています。教育は権利を有する子どもが主体です。子どもが人間として成長するために、まさしく教育基本法がうたっている人格の完成を目指すために行われるべきです。すべての子どもはひとしく教育を受ける権利を有し、教育行政はその権利を行使できるように環境を整える義務を負っています。そして、各学校には、子どもたちや地域の実態に応じてその教育課程を編成する役割が負託されています。したがって、行政が一律に学校の学習内容や時期を指定するべきではないと考えます。

今年度の中学校2年生職場体験の実施は、計画そのものも拙速であり、準備不足は否めません。このことは町田市教育委員会も認めているところです。職場体験が終わって、私たちのもとにも届いた声をこれから紹介したいと思います。

学校現場からは、職場体験学習を終了して感じたことがあります。子どもたちに調べ学習を通して、職業について、働くことについてなどを事前に主体的に学習をした上で子どもたちなりの職業観をイメージ化させて進められたら学習内容ももっと膨らんだことでしょう。事業所の割り当てが遅く、事前指導が十分に行えなかったことが悔やまれます。これまで子どもたちが事前に事業所に行き、あいさつなどをしていたのですが、ことはできませんでした。子どもたちの事業所割り当ても時間がとれず、希望に合わせる事ができなくなった子どもたちに申しわけないという思いでいっぱいです。

教育は、それぞれの教師が自由な発想のもとで創意工夫をしてこそ、その可能性が無限に広がるものだと思います。これをやりなさいと内容や時期までも押しつけられた教育課程や、ありのままの子どもたちを受けとめて、この子どもたちのために必要なことはと主体的に考えた教育課程では、その成果も、取り組む意欲も違ってくるのは当然のことです。

また、保護者の方からも声が届いています。仕事は大変なのだと身を持って体験できた様子です。しかし、中学2年生のこの時期に1週間は長いのではないのでしょうか。秋は行事や部活の大会なども多いんです。この時期に必ずしも職場体験が必要だったのでしょうか。どんな仕事があるのか社会の仕組みも十分に理解していない子どもたちに何の下準備のないまま行くことは、5日間という時がもったいないと感じました。中途半端な経験は職場の方々にも迷惑で、安易なバイト経験につながらなければよいなと懸念を抱いてしまいました。

ほかの方からは、授業時間の不足や学力の低下が言われているときに1週間かける意義がわかりません。上から突然の計画のように思います。日数がふえた過程などが説明不足で唐突のような感じを受けましたという声もあります。子どもたちの様子は、本当に事業所の方々が真剣に取り組んでくださったこともあって、貴重な体験をしてきた子どもたちが多くいたようです。

見学に行った先生からは、保育園では小さな子どもたちを相手に、ふだんの授業では見せないかわいい笑顔を投げかけていたり、ガソリンスタンドでてきばきと、授業中には見られないほど素早い動きで、スタンドに来たお客さんからも褒められたりして喜んでいる姿もあったそうです。しかし、中には、日中のこの時間が余り仕事がなく、ただ座って過ごしたところもありました。また、疲れから途中で熱を出したり、自分の希望どおりの職種でなかったために行けなくなってしまった子どもたちがいたようです。

5日間の中で事業所を休んで、子どもたちが延べ人数にして86人も出た学校もあると聞いています。地域の子どものために一生懸命にかかわってくださった事業所の方々にも迷惑をかけたのではないかと思います。もちろん、この学校ではこれまで職場体験学習を進めるときには、事前指導とか事業所との打ち合わせを十分に行った上で実施してきました。そのときにはこれほどまでの事態は起きていなかったのです。

中学校2年生職場体験事業を始めるに当たって、町田市教育委員会は、中学生の発達段階に応じた職種にすると示してきました。今年度実施した事業所の方々は本当に誠心誠意

子どもたちのために奮闘されたことは私たちの耳にも届いております。ですから、事業所そのものがどうのということではなくて、中学生が体験する職種として適しているか否かを事後の実態調査を通して精選すべきと考えます。

例えば小学校での体験はどうであったか、兄弟関係のあるところでは、やはりなかなか難しい点があり、受け入れる側の主体である小学生の人権への配慮が必要であることを改めて感じました。

今やるべきことは、子ども、保護者、教職員の生の声をまず受けとめ、次年度に生かしていくことです。職場体験とはそもそも何をねらい、どのように行うことが教育的な意味を持つものなのか、子どもの成長過程における意義とは何か、教室での授業以外に職場体験を重視する意義とは何かなど明らかにされなければなりません。それをもとに各学校で全教職員が話し合い、共通理解をして全教育課程の中で位置づけて進められるべきです。そうでなければ、教育活動の根幹にかかわる重要な部分が抜け落ちてしまうことになりません。

本年度一番苦労されていたのは職場体験の事業所確保だと思います。市内一斉に行うことは今年度の実施状況を見ても困難です。このことは教育委員会も既に認めていることです。しかし、ことしの夏季休業中に各学校に対して次年度の実施時期についての調査を行ったと聞きます。まだ事業が完結する前にもかかわらず、しかも現場教職員の声を十分に聞く間もなくその提出を求めています。各学校においては、地域や事業所の実情、子どもの実態が異なります。実施学年や内容、時期についてはそれぞれの学校の状況に応じて柔軟に対応されるべきではないでしょうか。

最後に、働くことということで、働くことは憲法で保障された国民の権利と義務です。子どもたちに将来の夢を持たせ、働く権利と意味を学ぶことも職場体験学習の大きな目的の1つではないでしょうか。つまり、子どもみずからが職場体験の職種を選択することは子どもにとって当然の権利であると思います。教育委員会の中でも当初そのように説明をされていたと思います。ところが、6月の町田市議会文教生活常任委員会の質疑の場で、気に沿わない仕事でも頑張ることも大切、生徒の希望にできるだけ沿いたいが、100%希望どおりにいかないのが世の中だという体験も必要。働くことは大変だという体験も必要という答弁をしていました。職場体験の本来の目的は何なのでしょう。希望しない仕事を我慢させられた結果、14歳の子どもにとって、働くことの意欲どころか失望感を大きくさせることにもつながりかねません。教育委員会が子どもたちに託そうとしてい

るのは失望ではなく、将来への希望のほうです。市議会での答弁は、子どもたちの有する権利を行使できるよう環境を整えるべく行政としての姿勢が問われるものです。

教師にとっても教育は夢のある仕事です。教師1人1人が創意工夫し、理想の教育に向かってこそ可能性も広がります。私たちはロボットではありません。子どもと教育のために日々奮闘しています。初めに申し上げましたが、教育課程や教育内容は教育委員会が一律に決めるべきものではありません。子ども、保護者、教職員、そして地域市民がともに考え、つくってこそ、よりよい教育が進められます。行政はその環境整備に尽くされること、そしてこの請願を受けとめてくださることを願って、意見陳述を終わります。

委員長 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

委員長 再開いたします。

請願第15号並びにただいまの意見陳述に関しまして、願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いします。

教育長 請願の関係ですが、請願書をごらんいただきたいと思います。意見陳述につきましては、請願の要旨とちょっと順序だとか、そういうのが違う点がありまして、この場のあれですので若干漏れがあろうかと思いますが、よろしくをお願いします。

請願の要旨は、請願にありますとおり4点ございます。

まず1点目ですが、陳述の中でもありましたが、文教生活常任委員会での関係ですが、6月の文教生活常任委員会での発言は、希望の職種にこだわることよりも、まず実社会である職場に入り、働くことの意味や意義を感じるからこそ大切であるという趣旨の発言があります。生徒の希望を重視しないという意図の発言ではございません。憲法に規定された勤労の権利、義務を学ぶことは、職場体験で生徒が職種を選択するといった小さな視野の話ではなく、さまざまな活動を工夫して、働くことの意味や意義を生徒が感じることができるよう学習を工夫していくことでこそ実現するものだと考えております。

ただし、職場体験事業につきましては、市立中学校全校での一斉の取り組みは今年度初めての試みであり、課題もございます。当然ながら、学校からも課題の指摘をいただき、改善すべきは改善をしていきたいというふうに考えております。

2点目の次年度の実施時期についてですが、校長会から、次年度の宿泊行事等の関係が

ら早目に時期を示してほしいという要望があり、学校への希望調査を行いました。しかし、ご指摘のように、本事業は学校側の希望だけで実施時期を決められるものではなく、事業所等からも意見や要望をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目ですが、実施時期を5日に限定するのではなくて、事業所や学校の実態に応じて柔軟にということですが、本事業は単なる職場訪問に終わらずに、職場での実体験を重視し、生徒が働くことの意味や意義を感じることを願っております。したがって、本年度は連続5日間で実施をしました。事業所からのアンケートはまだまとまっておりませんが、既に幾つかの事業所から、3日目、4日目、5日目と子どもたちの目つきが変わっていった。初めはあいさつができなかった子ども、終わりのころにははきはきとあいさつをしてくれたなどといった声も聞かれ、今後のアンケートの集計、分析とともに5日間の成果は検証されることと思っております。

内容については、本年度についても各学校で計画しており、事業所と相談して決めていくというふうに思っております。

いずれにいたしましても、キャリア教育の推進が求められている現在、各学校においても職場体験の意義について共通理解を進め、キャリア教育の一環として教育課程中に適切に位置づけ、来年度も連続5日間の中学校2年生職場体験を実施していきたいというふうに考えております。

4点目ですが、体験した仕事の内容が中学生の発達段階に合っていたかどうかについては、生徒の感想や事業所からのアンケート等をもとに分析して検証したいというふうに考えております。

ちなみに、小学校の場合、生徒受け入れの際の詳細な計画書を作成したものがあり、小学校からはおおむね良好な反応が聞かれております。これもアンケート等を分析することでより明確になるものというふうに考えております。

本請願については、次年度の計画について、本年度の課題分析を踏まえ、学校とも連携して取り組んでほしいという要望が込められているというふうに思います。そのことについては市教育委員会も同様の姿勢です。ただ、連続5日間実施することや実施時期を各学校にゆだねることの考えについては、本事業の趣旨の実現に疑問を生じさせかねないことであるというふうに考えております。

したがって、本請願は、まだ終わったばかりで、生徒にもアンケートを求めており

ますし、事業所さんの方にもアンケート等を求めておりました、これが集約をされておられませんので、きょう結論を出すのがいいのかどうか、各委員さんのご意見をお伺いしてというふうになります。

それと、意見陳述で、本事業について評価するのかもしれないのか若干疑問な点がありまして、聞きようによっては評価しないみたいな感じにも聞き取れかねないので、職場体験については、各民間を含めて事業所さんのご協力がなければできないことなものですから、その点については私の方としては評価するというので、次年度改善をしたいという意味の請願だというふうに理解をして、今お考えをお話ししたところでございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。先ほどの活動報告の中でも述べていただきましたけれども、ただいまの意見陳述、教育長の説明等を含めて、意見がありましたらお願いします。

岡田委員 私自身は、このお話を一番最初に聞いたときには、中学2年生全員が同一の時期に5日間行くのは恐らくかなり難しいだろうというふうに思っていました。ただ、どうしてもこれは始めなくては始まらないということで、市役所の職員の方々が、本当に教育と関係ない方々まで事業所に足を運んでくださって探してくださったという、大変な困難とは思われたんですけれども、それをちゃんと乗り越えて、生徒の数よりもずっと多い数の職場の数を探してこられたということ、まずすごく感謝しておりますし、評価してしかるべきことだと思います。

それからまた、時間的にも準備するのに準備期間が短いというような印象も持っておりましたけれども、この点に関しましても、やはり学校側、中学2年生ですと、修学旅行ですとか行事がいろいろあるんですけれども、この時期ならばということで話し合いをして、事業所側の方は、先ほどほかの委員からもお話がありましたように、決算期であるにもかかわらず大変な事業所側の協力も得られて、ほとんどの事業所でカリキュラムをきちんとつくっていただいて、本当に職場の指導ということもしていただけたというこの事実、ここのところも本当に感謝しているわけです。

もう1つ、仕事に関しては、最近新聞とかで出ておりますけれども、私の上の世代の方々というのは、世の中の役に立つ人間になるようにというふうに育てられたわけですね。ところが、私ぐらいの世代からは、自分の好きな道を進みなさいというふうに育てられたわけなんです。自分の好きな道を進みなさいということが余りにもクローズアップされた

がために、今度は自分のやりたいことが見つからないという状況になっているのが、今のニートとかフリーターとか言われる子どもたちだと思うんです。

そういった面で考えると、確かに子どもたちの希望に沿った仕事を見つけてあげられれば一番いいんですけども、ただそれのみでなくとも、例えば私が職場体験をやっているところに実際に見に行くと、私以外の方に、「ああ、中学生なの、偉いわね」とかというように言われたことで大変うれしかった。そういうような経験をすることで、私も仕事ができるんだ、私も役に立っているんだ、喜ばれるんだという実体験を積み重ねていくことが、やっぱりこの年の子どもたちにとって非常にいい影響を与えるのではないかなという面を考えても、こうした職場体験というのは、ことし1年やって本当によかったと。さらに来年度も続けていきたいというふうに思います。

来年度からまた続けていく上で、やはり先ほど私が報告のところでも申し上げたように、大変協力的な保護者ですとか学校側の努力をもって、ほとんどの生徒の職場を探し出してしまった学校もありますけれども、それ以外の指導の計画ですとか、そうしたことで学校側ではなかなか探し切れないような場合、やはり教育委員会の事務局の協力も欲しいということであれば、また、事業者の協力ということももちろんありますけれども、時期的にあれこれ違うよりは、一斉にやっていることのメリットというのも十分に評価されるべきであると思いますので、この時期を学校側にゆだねるといったことの実現性について、私はちょっと首をひねる面があります。

この点に関しては、あるいは今後の学校側との話し合いで、例えば2回に分けるとか、そうしたような選択ができるようなこととか、考えていく、歩み寄っていく場所はあると思いますけれども、ある程度、この時期にということによってやっていくことで、事業所と、それからまた子どもたちの周りの町田の市民、あるいは町田市の方でなくても、町田市を訪れている方々、そうした協力を得られるのは、やはりある程度一斉にやっているからということもあると思いますので、その辺も考えながら、今後、話し合いを続けていきたいということで、不採択にすることは無いと思います。基本的なところで請願の趣旨は十分にわかりますので、またずっと話し合いを続けていくというような結論で、結論になっていないかもしれませんが、いかがでしょうか。

井関委員 同じ団体から、3月の定例で請願そのものは不採択になりましたけれども、実施をするならばどういう点を検討すべきだという非常に細かい点を指摘していただいて、実際にそれを検討に使ったと思うんですけども、今回は、どう行おうか、内容や方

法よりも、まず職場体験の目的とか意義をきちんと論議してからやれというような請願がありました。

実際には、終わってまだ、この請願は終わっていない段階に出されていますけれども、実際にきょうでもまだ何も正式なアンケートとか結果が出ていない段階で、特に事業所などの反応はまだですので、それを待ってというのが第1段階だと思うんです。

結論は、内容はよくわかりますので、不採択ということではないんですが、皆様と同じように継続していくべきかなと思うんですが、この請願そのものの請願理由の2番目にある文章なんですけれども、1行目に「事業所確保を市内一斉に行うことは、今年度の実施状況を見ても困難です」というふうに書かれてしまうと、実際にそれを乗り越えてやられた方は一体何をやっていたんだろうみたいなことになるので、そういうような点、ちょっと請願を採択するという点に関しては、すぐそのままにはならないんじゃないかなというふうに思います。

名取委員 実施期間が5日間という事について、事業者、学校の実態において柔軟に対応してくださいとのことでしたけれども、5日間というのは、先ほど教育長がおっしゃられていましたとおり、3日、4日、5日目と子どもたちの目つきが変わってきたということをお話ししていました。初めはあいさつができなかった子ども、終わりごろにははきはきとあいさつしてくれたということで、私も1日目よりも5日目の方が本当に仕事はてきぱきとしておりましたし、5日間というのはとても評価される日数だとは思っております。だから、今後も5日間ということで続けていってほしいなというふうに思っています。

ただ、先ほど委員の方がおっしゃったとおり、事業所なりの報告や学校、生徒たちの感想などがまだ出ておりませんので、それを聞いて今後の活動を改善していく努力をすればいいと思っておりますので、この請願については継続された方がいいのではないかなというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。

何度も繰り返されていますけれども、まだこの体験活動は終了したばかりで、学校の、それから実際に参加した生徒の、そして事業所の、さらに実施主体である町田市というそれぞれのアンケートあるいは評価、反省というものがまとまっていない段階で、ことしの職場体験がどうだったのかということを経験を総括する必要は当然あるかと思っております。その上で、請願の趣旨について改めて審議をする必要もあるかなということで、今、各委員さん

からは、継続審議ということでもいいのではないかという趣旨の発言がございましたけれども、教育長、そういう説明がございましたけれども、いかがでしょうか。

教育長 結論的には継続でいいと思いますが、例えば請願の要旨の中に、5日間の点も、1日、2日でとか、そういう意味合いがあるなら、これはちょっと採択できないなと思います。

それから、例えば小学校へ行ったときに兄弟がいて云々というような話がありました。この種のは、正直言って、余り問題を、細かいと言っては失礼ですが、何かをすることでできない事業なので、当初から、職員団体の方は小学校へ行くことは不向きだということなのは2月、3月ありましたので、それはそうでないという前提に立って請願が出ているならいいんですが、まだその姿勢があるんだったら、結論を先に言っただけは失礼ですが、継続になっても問題があるのかなど。それについては、職員団体の方ですから、日常、事務局と話し合う機会がありますので、よくその辺の真意は確かめたいなと思います。

とにかく殊さら問題点だけをあげつらって何かというのは、私は現場の責任者としては、事業所の確保についても本当に全庁的に努力をして、もちろん学校教育部長以下、学校教育部も生涯学習部も非常に努力して確保してくれたことなので、その辺も給付があるだとか何かありますが、確保していかなかった事業所もあって、行かなかった事業所については、ことし来てくれないので残念だという声もあることですから、この職場体験について、意義を正しく理解をしてくれての請願というふうに理解して先ほどお話ししましたので、そうではないんだということになると、ちょっとこの点が崩れるなと思います。

いずれにしても、結論的には、まだ生徒あるいは事業所等の評価もアンケートも出ていませんし、11月5日にはその報告会も町一小の体育館でありますので、そういうものを踏まえてというふうに考えております。

それから、来年度については、今年度やるときも、校長会からも、今年度単年度だけの事業ではないですねということで、継続してやるんですねという問いかけがありましたので、それは来年度もやりますよということでやってきておりますので、その点は請願者についてもそれを踏まえてのことだと思いますが、そういうものを確認したいなというふうに考えております。

委員長 各委員さん、今の教育長のご説明でご了解していただけますか。その上で、本請願については、今回は継続審議ということで処理をして、今後の調整もあるかと思っておりますし、我々自身の総括というか、アンケートとかそういうものの結果の中で、また

考えを深めていきたい、このように思います。

では、お諮りいたします。請願第15号につきましては、継続審議ということに決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしということで、継続審議に決しました。

日程第3、協議事項に入ります。

町田市立小・中学校において児童・生徒が学校の施設・設備等に対する器物損壊行為を行った場合の教育委員会としての警察への告訴状提出の条件についてを協議いたします。

指導課長、説明をお願いします。

指導課長 協議をお願いいたします。

町田市立小・中学校において児童・生徒が学校の施設・設備等に対する器物損壊行為を行った場合の教育委員会としての警察への告訴状提出の条件についてでございます。

児童生徒の問題行動に対しましては、学校は粘り強い指導を継続しております。そして、解消に努めているところでございます。しかしながら、そういう粘り強い指導を繰り返したにもかかわらず一向におさまることなく、被害者が出来たり、著しい不利益が出来するという場合がございます。それが暴力行為であれば、被害者、保護者からの被害届を警察に出し、それが受理されるということになっております。

しかしながら、学校の施設、設備に対する器物損壊については、学校が町田市の所有であるということから、市教育委員会等からの告訴状が提出されない限り、施設管理者である校長からの被害届は受理されないということになっておるところでございます。

そこで、校長が指導上必要であるというふうに認め、町田市教育委員会に告訴状の提出を求めた場合に、次の2番になりますけれども、いずれかの条件に当てはまった場合は協議をして、提出をするというふうにしてまいりたいと考えてところでございます。

その条件でございますけれども、1つ目は、器物損壊の状況が極めて甚大である場合、2点目は、学校での指導が繰り返されたにもかかわらず、器物損壊が一向におさまらない場合、3点目は、学校での指導が繰り返されたにもかかわらず、器物損壊のみならず、暴力行為等が著しい場合、4点目として、保護者に対して実費弁償や当該生徒の謝罪を求め、また、当該児童生徒への家庭での指導を依頼したにもかかわらず、それらが果たされない、あるいは状況が一向に好転しない場合、このような場合において、町田市教育委員会は、教育長以下、学校教育部長、各課長の関係者で協議した上で、必要と認めた場合に

告訴状を提出するということといたしたいというふうに考えております。

なお、手続の部分で、右の四角の中でございますが、被害額査定、施設課長だけ書いてございますけれども、それぞれ該当する部分が担当するということになるかと思いません。

また、現在、市内の小中学校において甚大な器物損壊状態があるというわけではございません。そういうような指導上の必要があると認めた場合への備えとして、提出の条件を考えたところでございます。

よろしくご協議いただきたいと思います。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 校長先生が指導上必要だと判断しない場合でも、教育委員会側が、この被害は見逃すわけにはいかないというような場合は、あくまでも校長先生が必要であると判断していただければ、この被害届は出せないということですね。

指導課長 ただいま考えているのは、そのようなことでございます。

委員長 よろしいですか。 以上で協議を終了いたします。

お諮りします。ただいま協議をした事項につきましては、ここに書かれた原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、ひとつよろしく願いいたします。なるべくこういう提出条件がないことを祈りながら進めてまいります。

日程第4、報告事項に入ります。

教育総務課から順次よろしく願いをします。

学校教育部参事 町田市立学校施設の目的外使用に関する取扱い基準を廃止する基準でございますが、これは先ほど議案第47号をご承認いただきましたことによりまして、本基準が不要になったため、廃止するものでございます。

施設課長 アスベストの関係につきまして、施設課の方からアスベストの学校部分のところについて報告させていただきます。

まず、学校のアスベスト関係なんですが、石綿が使用されている学校が2校、岩綿、ロックウールが使用されている学校が6校ございます。そこで、今後の対応ですが、石綿が使用されている2校については既に封じ込めの対策がとられていますが、学校という性格

上、児童の安全性の確保から、この2校につきましては12月補正にて撤去費用を計上し、今後撤去していきたいと考えております。また、岩綿が使用されている学校につきましては、アスベスト材の含有についての材料分析後、撤去を予定しております。

学務課長 続きまして、給食機器等の関係につきまして、学務課の方からご報告申し上げます。

市内小学校40校の給食用調理機器につきまして、アスベストの使用の有無を調査いたしました。その結果、小学校6校の煮沸消毒槽の側面内部に圧縮したアスベストが使用されていることが判明いたしました。このため、9月27日にすべて撤去を行いました。今後とも煮沸消毒槽を必要とする3校には代替機器を9月30日に設置してございます。ほか3校につきましては、食器消毒保管庫にすべて食器は収納でき、煮沸消毒槽は不要のため、撤去のみといたしてございます。この関係で、給食は通常どおり行われまして、児童への影響は出ておりません。

それから、理科授業用石綿つき金網についてでございますが、これにつきましては、東京都からの使用保有状況調査取り扱いの通知が来ておりまして、これに基づきまして調査してみました結果、小学校4校、中学校3校の計7校に合計178枚の石綿つき金網が使用されていることが判明いたしました。実際には、学校では既にセラミックつき金網に入れかえておりますので、これら石綿つきの金網は段ボール等に入れて倉庫に保管されている状況でございます。現在では使用されていない状況にございますが、これら石綿つき金網は9月29日に各学校から回収をいたしまして、専門処理業者の方に既に廃棄を依頼済みでございます。

スポーツ課長 次の資料をめぐって参照していただきたいんですが、スポーツ課の方で対象となる建築物として、総合体育館、室内プール、陸上競技場、市民球場管理棟、この4施設がございます。

まず、訂正をお願いしたいんですが、このうち、陸上競技場の「状況」の中で「石綿吸音板」と書いておりますけれども、これは岩綿、ロックウールの吸音板の間違いです。訂正をお願いいたします。

この4施設のうち、いわゆる飛散性の乏しい建材がほとんどということで、そのうち、総合体育館の中のメインアリーナ・サブアリーナ鉄骨屋根、共用部分、この部分につきましてだけ飛散性の可能性がある、いわゆる石綿の吹きつけという処理がなされております。ただ、建築時が平成2年ということで、仕様書上では石綿吹きつけということになっ

ておりますが、恐らくノンアスベストではないかということのようです。ですから、現在、施工業者に対しまして、この吹きつけ材につきまして審査してもらっております。ですから、含有量等の結果を待ちまして対応等を検討したいというふうに考えております。

図書館長 図書館につきましては、さるびあ図書館が該当する可能性があるということでございます。

機械室と1階の倉庫というふうに呼んでいる部分、倉庫というのは、新聞の縮刷版等、古いものを保管したり、そういった古い資料を一部保管しているところでございます。天井板にロックウールの吹きつけがあるということと、それから排気ダクトのパイプ接合部分に石綿材料使用の可能性ありということでございます。対策としましては、天井板につきましては飛散性がないということから、改修工事のときに撤去する予定でございます。それから、排気ダクトの接合部分につきましては早急に調査する予定でございます。

博物館副館長 博物館の方は昭和48年のオープンですが、バックヤード部分と入館者に関連する部分の2つに分けて書きました。バックヤード部分、荷解き場、未整理室、収蔵庫機械室等天井、これについては14年前に封じ込め処理を行っておりますけれども、行った跡が浮き上がって、まだ破裂はしていないんですけれども、可能性が考えられます。これについては粉じんの調査の実施を予定しておりますして、それに従い飛散防止の処理を、これは覆うわけですが、行いたいと思います。

それからあと、入館者が入る部分ですが、ホールとブリッジ、これについてはまだ調査が進んでいませんが、図面上では石綿を吹きつけた可能性が出ていますので、これについてはなるべく早い機会に調査をして、調査後、もしついているようでしたら撤去を予定したいと思っております。

ひなた村所長 ひなた村にもカリヨンホールに一部使われておりました。ホール舞台の屋根部分です。鉄骨の耐火被覆としてロックウールが使用されております。状態としましては、密閉部分ですので飛散の心配はないかと考えております。

大地沢青少年センター所長 大地沢青少年センター本館階段裏、これは階段の天井部分に当たりますが、図面上ではミクライト吹きつけ、ここに括弧書きで書いてありますが、着色ひる石というアスベストが混入されていると考えられます。これについては、粉じん調査、それから、そのものの分析調査を現在発注予定でございます。

それと、自然休暇村、これは食堂の増築部分の屋根裏鉄骨部分にロックウールの吹きつけということになっておりますので、大地沢と同じように、粉じん調査、それから分析を

今急いでいるところです。その結果を見て、今後の対応を考えていきたいと思っています。

施設課長 大規模空間につきまして、施設課の方から。大規模空間を持つ天井の崩落事故に伴う、同様の施設を持つ状況について報告させていただきます。

これにつきましては、去る平成17年8月16日に発生した宮城県沖地震において、仙台市のスポーツ施設の天井のつり天井パネルと天井の下地材が落下したことについて、これに伴うものでございます。

学校の関係につきましては、町田第一中学校と南中学校の体育館・プール棟における温水プールの天井が対象と考えられます。これにつきましては、それぞれ面積が約580平米から660平米というふうなところで、現地調査したところ、この施設につきまして耐震用の処理はされておられません。ただし、横材としての振れどめの材料は入っております。

今後の対応といたしましては、来年度、崩落防止用の対策を進めていきたいと考えております。

スポーツ課長 体育施設のうち、仙台市と同様の工法と思われるものが総合体育館と室内プール、それからサン町田旭体育館がございました。建築工事課の方で調査していただきまして、その内容に沿いまして報告させていただきます。

サン町田旭体育館につきましては直天井張りといったことで、落下のおそれはないということでした。それから、総合体育館、室内プールですけれども、こちらはともに仙台と同様の工法ということです。ただ、室内プールにつきまして、それから総合体育館についてはそれぞれ内容が多少異なっております。室内プールの場合には、つりボルトの長さ、それから振れどめ等につきまして基準等を満たしていない。さらに、天井につきまして材質がかたいといったことで、補強改修が必要ではないかということが指摘されております。それから、総合体育館ですけれども、これも基本的には室内プールと同様の形式なんですけれども、これはつりボルト等につきましては基準内、天井の材質そのものもやわらかくて軽いといったことですが、ただ、天井材に防球メッシュを張っておりまして、これは金属製ということで危険性はあるということ、何らかの形で補強が必要ではないかという指摘がされております。

学務課長 就学時健康診断の関係でございますが、これにつきましては、対象者3896人に対しまして、きょう、通知を出す予定でございます。日にちにつきましては、11月8日から11月29日まで各学校で予定してございます。そのほかには、健診を受けること

ができなかった方のために、本年度も12月8日に予備日を設けてございます。これは森野分庁舎の方で行う予定です。

指導課長 職場体験の実施状況についてご報告を申し上げます。

26日から30日、5日間にわたって、町田市及び近隣市等の780ほどの事業所で2800名弱の中学校2年生が職場体験をいたしました。

その間の状況等につきましては教育委員の皆様からのお話もございましたので割愛をさせていただきます。この間、特に大きな事故等の報告はございませんでした。私どもに入っておりますのは、保育園で転びそうになった園児を助けてひざをついたところ、小石にひざをついたというもの、それから、乗馬クラブで指導員がついて指導していただいているときに、体をさわろうとしてわき腹をかまれた、多少赤くなった程度であるという報告でございます。その他、器物の損壊等については、今のところ私どもには入っておりません。おおむね無事に終了したというふうに考えております。

ただいま事業所、生徒、それから保護者にアンケートをとっております。10月19日を締め切りとしておりますので、到着次第、集計等を急ぎまして、ご報告できるようにしてまいります。

お手元に、この職場体験発表会のご案内を申し上げます。11月5日、2時半から、町田市立町田第一小学校で行いたいと存じます。

社会教育課主幹 2005年度夏休み子どもフェアの結果についてご報告いたします。

7月の第4回定例教育委員会で、お手元にあります夏休み子どもフェアのリーフレットの内容等についてご報告いたしましたが、本日は、夏休み終了後、各事業の実施状況をアンケート形式で各所管に問い合わせた結果がまとまりましたので、別紙のとおり報告いたします。

資料の1ページ上段をごらんください。本年度は昨年度に比べ、リーフレットに掲載しました事業数は84件から109件となり、教育委員会、市長部局を初め公共施設のほか、大学、専門学校、高校等の機関、あるいは地域の各種団体の情報を提供していただいた部署は、前年の30から35部署に増加しました。また、事業参加数の延べ数も前年より3179人ふえ、2万2446人となっております。

なお、事業名の前にあります黒い星印については今年度の新規事業、白い星印については、これまでも事業が行われていて、今回からリーフレットに掲載した事業をあらわして

います。

全般を通して、定員のある事業については応募が定員を超えることがほとんどで、学校を通じて、小学生全員にリーフレットを配布した効果が十分出ているようです。また、定員のない、特に青少年施設夏まつり等の事業については、天候に左右されていますが、比較的参加人数がふえているというような様子です。

自己評価の欄につきましては、各事業所からいただいた情報をそのまま載せさせていただいています。特に全小学校を通じてリーフレットを配布していくことの効果について、効果性の評価をいただいております。

リーフレットについては、昨年から町田市文化・国際交流財団との共催ということで表紙をカラー印刷にして作成していますが、先日も小学校PTA連絡協議会の理事の皆さんに感想を伺ったところ、中の掲載内容も自然に目を通していただいているということで、来年度も同様の形式で進めていきたいと考えております。

なお、記事の集約、市の広報との調整等は、子ども生活部児童青少年課と一緒に作業しておりますが、今後も連携して作成してまいります。

社会教育課長 自由民権資料館の第1回企画展「山上卓樹・カクと武相のキリスト教」の報告をいたします。

今回は、お手元にチラシがございますが、明治期の武相地域へのキリスト教の流入と信徒たちが担った社会的な運動、自由民権運動にスポットを当てまして、山上卓樹とその妹カクを取り上げます。特に明治6年のキリスト教解禁によりまして、いち早く武相地域に広まったキリスト教と自由民権運動、あるいは社会事業や福祉活動とのかかわりを展示します。

展示は10月8日から11月23日までで、展示にちなむ講演会を11月5日と19日に行います。

社会教育課市民大学担当課長 8番、9番についてご報告申し上げます。

まちだ市民大学HATS 2004年度活動報告について、例年どおりまとめましたので、配付するものでございます。

また、9番につきましては、「市民大学通信No.1」について作成いたしましたので、同じく配付するものです。

図書館長 「学校図書館支援のあり方について（提言）」ということで、「市立図書館と学校図書館のよりよい連携を目指して」という副題がついておりますが、2005年7

月31日付、第10期町田市立図書館協議会から提言がございましたので、ご報告いたします。

まず提言に際しては、その前段として、6月に、それぞれ小学校、中学校にアンケート調査を行いました。回答は小学校からは36校、それから中学校からは全校の20校からございました。アンケート集計結果と分析、あるいはアンケートについては、この場ではちょっと割愛をさせていただいて、5ページをお開きください。

市立図書館による学校図書館へのサービスについての提言ということで、今回は提言の内容だけをご報告させていただきます。

まず、団体貸し出しの物流システムについてですけれども、そのシステムを緊急に構築する必要があるということ。2つ目が学校図書館貸し出し用資料ということで、市立図書館が授業内容に関連した図書を一定数そろえ、学校図書館貸し出し用に提供すること、そういうことがございます。3つ目として、児童書リストなどの提供ということで、市立図書館に入った児童書リストなどの提供が望まれるということと、テーマ別ブックリスト作成などもサービスに加えることが望まれるということでございます。4番目に、研修および情報交換の場ということでございますが、市立図書館の主導による実践的な研修及び司書教諭・図書指導員の情報交換の場を設定するということがございます。5つ目に、学校図書館の横の連絡会等の設置ということで、仮称でございますけれども、学校図書館支援連絡会というものを、そのような会合の設置を提案するという5点ございます。

次に、6ページをお開きください。アンケート結果から見られる学校図書館に望まれることということで、こちらについては4点ございます。

パソコン管理システムの導入ということで、将来的なネットワーク化を見越しての学校図書館パソコン管理システムの導入を早急を実現すべきであるということ。2つ目が、学校図書館司書の配置ということで、専門・専任の学校図書館司書の配置が必要であるということです。3つ目、司書教諭の授業時間軽減ということです。こちらについては、司書教諭の授業時間を軽減し、司書教諭が図書指導員と緊密な連携を保ち、協働して学校図書館の充実に努められる環境を可能にする必要があるということでございます。4つ目として、新規購入予算の増額ということで、図書購入費の増額が必要であるということでございます。

博物館副館長 博物館からは、2005年7月12日から9月11日まで開催しました「町田市立博物館所蔵『時計』 - 米原徹夫コレクション - 」展の結果報告をいたします。

会期は、開館日数が54日、総入館者数が3043名、1日平均56.4人の入館者を得ました。

公民館長 2005年度、第25回公民館まつりの開催についてご報告いたします。

開催日は、10月21日金曜日、22日、23日の3日間です。

主催は、公民館を利用しているサークルによる実行委員会によるものです。

テーマは「輪をひろげよう」。

参加団体は、発表の部が44団体、展示の部が37団体、模擬店が2団体出まして、83団体によって開催されます。

最終日はフィナーレで参加団体が全員で大合唱いたします。お時間がありましたら、ぜひお出かけいただきたいと思います。

委員長 以上で、報告事項、大変多かったんですけども、報告していただきました。一括して、質問その他ございましたらどうぞ。よろしいですか。質問がございませんので、報告事項を了承したということで、日程第4の報告事項を終了いたします。

議案第44号、第49号は非公開で審議いたしますので、関係者はお残りください。休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

委員長 それでは、再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

委員長 以上で第7回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時53分閉会